慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「続資治通鑑綱目講説」に見る山田方谷の思想 : その世子教育について
Sub Title	A socio-political thought of Houkoku Yamada, the most successful rebuilder of Matsuyama clan in
	the last days of Tokugawa : analyzing his lecture for a prince on the history of Chinese Sung
	Dynasty
Author	樋口, 公啓(Higuchi, Kokei)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2009
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.102, No.3 (2009. 10) ,p.577(143)- 599(165)
JaLC DOI	10.14991/001.20091001-0143
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20091001-0143

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究之一下

「続資治通鑑綱目講説」に見る山田方谷の思想

――その世子教育について――

樋口公啓

(初稿受付 2009 年 1 月 14 日, 査読を経て掲載決定 2009 年 11 月 2 日)

1. 本稿の課題と山田方谷の略歴

江戸期の藩政改革は幕政自身が種々の政治 的・経済的矛盾が顕在化してくる中で享保・ 寛政・天保の三大改革に象徴される如く幕政 を挙げて改革への流れが必然化し、その中に あって封建体制下の各藩自身もまた、それぞ れ藩国独自の事情を抱えながらほぼ恒常的に 改革に取り組まざるをえなかった。

寛永期の秋田佐竹家の改革を嚆矢として明和~寛政期にかけての有名な上杉鷹山の改革, 文化期の姫路酒井家,高田榊原家,本稿の対象たる嘉永期の備中松山板倉家の改革と,前後50例になんなんとする改革のうち,短期的成果にとどまらない成功例といえる程のものは,一割ほどにすぎない。

藩政改革を必要とした最大の共通的事情としては、藩財政の窮乏があり、一方、数少ない成功例の Key Factor はその解決に当った藩国の名君と、それを補佐した名臣達の人の

組合せの如何にあった。

幕末期にあって「貧乏板倉」と駕籠かき達にも嗤われる程に窮乏していた備中松山藩が改革に着手して僅か7年のうちに藩年収の2倍に達していた借財を返済し、逆に同じ額の10万両もの余剰金を蓄積し得たという目覚ましい成功例も、名君板倉勝静と、山田方谷という名参謀の力によるところが大きいことは定説となっている。

まず,本稿の課題との関連で,山田方谷の 略歴を記しておく。

山田方谷は、文化2 (1805) 年備中松山(現在の岡山県高梁市中井西方)に生まれた。もとは武士の出であるが、当時は農民。しかし父母の薫陶よろしきを得て、師にも恵まれ幼時から学才を唱われた。藩主(譜代板倉勝職)の目にとまり、士分に引き立てられて後、京(寺島白鹿)、江戸(佐藤一斉)へ遊学、一斉塾では塾頭に任ぜられた。天保7年32才にして帰国し、藩校有終館学頭(校長)へ。主命により藩主世子板倉勝静教育の任に当たりその信も

厚く、勝静襲封後、たっての要請を受け45才にして藩元締役兼吟味役として藩政改革を任された。藩主勝静は藩政改革に目覚しい成功を遂げ、健全化した藩財政の基盤の上に幕閣に列し、最後の主席老中に登ったが、結局慶喜と心中、朝敵とされた。一方の方谷は藩参政(総理大臣)として藩内外の対応に藩主を補佐して苦心したが、結局、戊辰戦争時、松山城の無血開城の指揮をとることになった。

以後,藩名回復,藩主救済等に努力したが,歴史の表舞台には二度と立つことなく,明治 新政府から学才や財政の才を見こまれての出 仕要請もあったが応ぜず,門人達に学(主と して陽明学)を講じて,明治10(1877)年生 涯を終えた。時に73才。墓所は岡山県高梁 市西方村。

方谷を世にあらしめたのは、端緒は先代藩 主勝職であるが、実際に重く用いたのは勝静 である。勝静と方谷という幕末史に必ずしも 有名とは言えない二人の関係は、深い信頼に 結ばれていた。当時にあってもむしろ稀有な 君臣関係・師弟関係は幕末の先行きに、ひい ては日本の将来に対しても、直接に大きな影 響を与えたとは言えないであろうが、二人の 誠実に生きた人生のあり様には儒学的知性と 幕末人士の政治経済的実践との関係を考える 材料がある。そのような二人の関係は如何に して形成されたのであろうか。本稿は臣たる 方谷の立場から,世子であり藩主となる主君 勝静に君主論を説き, 帝王学を与えようとし たその具体的内容を論じようとするものであ る。研究史上は、藩政改革について社会経済 史的背景や藩の役方組織のあり方と関係させ る分析が蓄積されてきている。もちろん,こ のような視角からの研究は不可欠であり, ま た松山藩についても行ないうるところである。 しかし, 紙数の制約から, 具体的成功施策の内 容を個々に分析するよりも, 本項は教育者と して人生を終えた方谷の世子に対する教育の 跡を辿ることにより、藩政改革の主体がいか に形成されたかを考察することを課題とする。

要約していえば方谷の藩主教育は一つは藩主に君主として心得べき大自然の摂理,すなわち人為の及ばない統治の限界を説くことであり,今一つは,その限界を承知しつつも,その枠内で尽すべき人為の内容を歴史に学ばしめることであった。

前者の典型を勝静に易学を講じたところの「観水の説」に観ることができ、後者については今日に手記の残る「続資治通鑑綱目講説」

^{(1) 「}年譜」(『山田方谷全集』第一冊, p.1)には、「方谷先生備中國松山藩領阿賀郡西方村二生ル, 諱ハ球, 字ハ琳郷, 通称ハ安五郎, 幼名ヲ阿…方谷ハ其号ナリ。其先ヲ山田駿河守重英ト云フ, … (父五郎吉) 家貧シ, 少クシテ姻族室氏(中津井村)ニ依ル。日夕家業ニ服シ, 深夜室某ニ就テ書ヲ読ム, 大義ニ通ジ, 気概アリ, …製油ヲ創ム。領主板倉勝職公ヨリ御見得格ニ准ジ長百姓ヲ命ゼラル。小阪部村西谷信敏ノ女(かぢ)ヲ娶リ, 二男一女ヲ生ム, 長ハ即チ先生ナリ。…」。

⁽²⁾ 同上年譜に「文化六年五才、先生初テ新見藩儒丸川松隠ノ門ニ託セラル。…松隠、浅口郡西阿知村ノ人、早ク孝名アリ、赤松滄州・江村北海諸老ト交リ、中年中井竹山ニ従ヒ、古賀精里・頼春水ト親交シ、専ラ程朱ノ学ニ篤シ。宰相松平樂翁用ヒル所アラントス、之ヲ辞シテ新見藩関候ニ仕へ、教授ヨリ藩政ニ参ス。先生ノ秀発凡児ニ抜クヲ見テ、頗ル教導ニ努ム。…」。

(以下「講説」と略す) にみることができる。

すなわち『山田方谷全集』(以下『全集』と 略す)第一冊に所載の「年譜」(以下「年譜」と 略す),弘化元(1844)年方谷40才の項に次 の記述がある。

「六月,世子,藩主二代リテ封二就キ政ヲ聴ク,時二昌平日久シク,遊情風ヲ成ス。世子文武ヲ以テ一藩ヲ督励シ,暇アレバ先生ヲ召シテ周易ヲ観水堂ニ講ゼシム。先生観水説ヲ作リテ之ヲ上ル。又続資治通鑑綱目ヲ侍読ス,世子其手記ヲ徴ス…(中略)…先生在京・弟平人君ニ書ヲ寄セテ言フ。(下線筆者,以下同様)世子君事,追々文武御研精被遊,驚服之事ニ御座候。文事ハ奥田楽山ト此方,隔日ニ罷出,御会談被遊候,奥田ハ言行録,此方ハ綱目ニ候。…」。

『全集』第一冊「著書」に収録されている「講説」の冒頭には

「方谷先生三十三才, 江戸ノ遊学ヲ畢ヘ, 帰藩シテ有終館学頭トナル。弘化元年先生四十才,世子(後の勝静公) 初テ封ニ就キ, 文武ヲ奨励ス。 先生続資治通鑑綱目ヲ侍読シ, 評論進説スル 所少カラズ。世子筆述シテ之ヲ上ラシム。其 手筆原稿家ニ伝フ,此講説本即チ是ナリ。先生四十五才,世子封ヲ継ギ,先生ヲ重用ス。蓋シ此時ノ講説其端ヲ啓キシカ。…」の一文がある(『全集』p.470)。

藩主勝職の命により、世子に学を講じた際藩校の前学頭たる奥田楽山と現学頭の山田方谷の双方が教材にいずれも中国の宋史関連を選んでいるのは当時の藩事情から当然かもしれない。10~11世紀における中国の北宋・南宋の興亡史は、窮乏経済下における富国強兵の実現という幕末の松山藩に共通する課題を豊富に持っていたからである。楽山は『宋名臣言行録』を講じ、方谷は『続資治通鑑綱目』を論じているが、宋史は当時の基礎的教養として武士層一般に広まっていたと言われる。

方谷が続資治通鑑綱目を教材として論じたのは、既に退隠を予定していた頃の純粋に学者としての立場からの講説であり、松山藩の治政に主体的に反映せしめるといった意図をもったものではなかった。しかしながら5年後藩主の座についた勝静から懇望されて方谷は已むなく藩政改革に携わることになるが、改革に臨む基本姿勢は当然ながらこれに先立

⁽³⁾ 世子に学堂をめぐる水にちなんで易学の考え方を教導した(浜久雄『山田方谷の文』p.302, 原文は同書 p.564「方谷遺稿巻中」に所収。拙稿「方谷と易」-未刊行-)。

⁽⁴⁾ 奥田楽山は藩校有終館の方谷の前の学頭。学統はもとより朱子学であるが、第二代の有終館学頭であった野村竹軒の実学の学風を評価する学者であった。なお『高梁市史』は楽山が「必明(竹軒のこと)はひそかに陸王の学をしたう。けだし其の簡易を喜べばなり。ここにおいてわが藩の人、始めて実学のみちびきを得る、此れは必明の功にして最も偉(すぐ)れた者也」とその功をたたえたと紹介する(『市史』上巻、p.650)。松山藩の学風は朱子学を奉じつつもその底流に陸王心性の学統があった。すなわち陽明学の実学の風を是としていたが、当時存在した「寛政異学の禁」の下では、底流に止まるものであったという(同上巻、p.647)。しかしながら世子の学事の相手をつとめた二人の儒者がともに陽明学の底流をもっていたことは注目に値する。

⁽⁵⁾ 東一夫『日本中・近世の王安石研究史』。

つ数年前の藩主世子に対する教学の態度に予想されるところである。その意味で宋代の歴史を語る『続資治通鑑綱目』についての方谷講義を仔細になぞることは方谷改革の成功の鍵を解き明かす上で参考となる筈である。『全集』に所収の資料のうち、もっとも大部の資料である「講説」は、管見の限りこれまで先行研究者によりまとまって採り上げられたことはない。

しかし改めて通読すると、方谷の主要な関心や強調したかった主張のポイントがみえてくる。たとえば財政窮乏下における富国強兵策という普遍的課題について、方谷と北宋の新法立案者王安石という一見して反対の個性が、ほとんどの検討の視角を共有しており、安石改革に続いて、方谷改革を眺めると一種の既視感さえ生じてくる。後述するごとく「講説」中で方谷は新法派の王安石批判者であって、むしろ対立した旧法派の司馬光に与している。

しかしながら改革理念においても,王安石は「周礼」(先王の心)と「孟子」の二つを柱とし,方谷の場合も「陽明学」と「孟子」(民本思想)であって,民衆へのシンパシーという点では,司馬光よりも両者は近くみえる。とりわけ「孟子」は安石の時代も方谷の時代も危険思想視されるが,方谷も熱心な「孟子」信奉者であって,両者の本質的な同調感を感じとれる。

改めて断っておきたいが、本稿の課題は方 谷が未だ改革執行者としての知見も予感も有 しない藩校学頭時代の知見に基づく「講説」を 論じようとするものである。 方谷は陽明学者として当然ながら知行合一の信念から、自らの改革に自らの理念・信念を一貫させようとした。その理念自体にゆらぎや変化はなかったとしても改革の実践現場においては多くの反省や視点の変化もあったことであろう。

本稿の課題はそこまでは及ばない。ただ, 方谷改革の特徴が,基本理念の一貫性にある がゆえに,むしろ,本稿では実践経験に入る 以前に次代を託す教育責任者として方谷が世 子に与えた現実世界(歴史)の教訓はいかな るものであったかを析出することにより,後 の方谷改革の前提となった基本理念を明らか にしようと試みるものである。

2. 「講説」の編年的分析

(1) 「講説」について

司馬光の『資治通鑑』は周の威烈王 23(前403)年からはじまり,五代の終末,後周の恭帝即位の周乾徳 6(959)年までの約1400年間をカバーしている。

それに対して、「講説」が対象とする『続資治 通鑑綱目』の扱う史実は、宋の建隆期庚申の年 (西暦 960 年)から元の至正期丁未の年(1368 年)までの408年間である。しかし、『全集』 に収録されている方谷の手記は初代の太祖趙 匡胤から四世までをとばして北宋英宗の時代 すなわち治平元(1063)年から南宋の滅亡に 至る理宗までのおよそ200年間の治世を対象 としている。

「講説」は「上」「中」「下」の三部に分かれる。すなわち、「講説、上」は宋五世英宗(1063

~67年)から七世哲宗(1085~1100年)までの計 37年間における各帝や宰相等の治世や人物を論じ、「講説、中」は八世徽宗(1100~25年)から北宋の滅亡を経て、南宋への移行後、第二代孝宗(1162~89年)までの2代を論じ、さらに「講説、下」は以後の南宋が滅亡に近付く光宗(1189~94年)、寧宗(1194~1224年)、理宗(1224~64年)までを論じており、理宗から南宋滅亡(1279年)までのおよそ15年間についての言及はない。なお、高梁市図書館所蔵の「講説」写本の「上」「中」「下」はいずれも同量程度の紙数で構成されている。

方谷の藩主世子に行なった講説全体は、もともと司馬光の『資治通鑑』の略述である南宋・朱熹の『資治通鑑綱目』を用いて順次講説したものと思われる。

この間の挿話としては、唐の建中期における 第九代徳宗の治世について師弟間で論じあっ た後、世子が自ら徳宗論を書いた。その後書 に方谷が記したものが「徳宗論の後に書す」と して『全集』にも収録されている。これは方 谷が世子の手記した徳宗論について、「文章を 書くに際して大切なことは誠実を貫くことで あり、もし後日、世子の行動が文章の内容に 違背すれば、自分が臣下のつとめとして責難 する、その際の証拠として、世子の手書を賜 りたい」と願い、世子が「善し」と言ったと される故事であり、藩主教育の好例とされて (7) いる。

なお、既述のように英宗前の宋建国初期の歴史については方谷の「講説」は残っていない。後述するごとく方谷の「講説」の主体は宋代の有名な新法派対旧法派の抗争にあって、この抗争に象徴される改革の必要性と困難性については、時代と場所を隔てても備中松山藩の参考とすべき点は少なからずあったことだろう。この点について方谷としてはとくに世子へ注意を喚起したがために、世子も関心を深めて方谷手記の徴求となったと推測される。

現在高梁山田本家に残る方谷手記写本は「本 篇據方谷先生手記本,写之,写手高梁杉木老, 別一本,芳原子写之,均全集原本 昭和20年 1月 記之」との頭注が入っている。これが 収録されている『全集』は着手されて以来60 年余の歳月を経て昭和26年漸く出版に到っ ている。『全集』は全三冊2400頁を超えるが, 「講説」はうち144頁にわたるものであり,一 資料としては最も大部である。以下講説の編 年的に論ずる順序に従って各帝の治世毎に方 谷の主要なコメントを概観しつつ,藩主世子 への具体的教導の内容を確認していきたい。

(2) 「講説, 上」

① 第五世英宗期(1063~67年) ——私情を持ち込まない君主統括——

「講説,上」は前述したごとく宋の第五世英 宗の時代(1063~67年)から始まる。

^{(6) 『}全集』第一冊, p.222。

⁽⁷⁾ 浜久雄『山田方谷の文』pp.318~321, 原文は「方谷遺稿」(巻中, p.37) に残るが, 末尾に佐藤一斉曰くとして「此跋亦巳言」の一文が付せられている。

冒頭は、治平元(1063)年、「○夏五月、大后還=政于帝-、」の條において当時の宰相韓 琦が光献太后と新帝英宗の母子の間を斡旋し て働いたことを評価する箇所である。

すなわち、「韓琦ノ英宗母子ノ間ヲ調和スルコト、已ニ前年ニ見ユ。ココニ至リテ還政ノ一條、天下ノ大事ナルヲ、琦処置ノ妙ナル深ク味フベシ。此処ニテ厳直ノミナレバ、母子ノ間ヲソコナヒ敗ルニ至リ、又寛慢ニイタシ置ケバ、政権長ク母后ニアリテ衰弱ノ本トナル。甚ダ処シ難キ処ナルヲ、何ノ苦モナク平和ニ取計ヒシ器量、実ニ大臣ノ手本ナルベシ。」(「講説」p.2)という。

さらに治平 2 年「○春二月。罷二三司使蔡 襄一。 | の條において

「人君タル人,世子ノ時ノ故怨ヲ報ユルコト,往々アリ。此一事君徳ノ大害ナリ,小怨ニテモ忘レ兼ヌルコトナルヲ,況ヤ廃立ノ大事ニ於テヲヤ。古今ノ人君,此事ニ付テハ大獄ヲ起シ,大勢ノ人ヲ刑罰ニ及ブコト,比比挙テ数フベカラズ。姦人ノ良臣ヲ讒スルモ,多ク此事ヨリ附込ムコトナレバ,深戒シムベキノ至ナリ。英宗随分名君ナレドモ,此一條,此上ナキ不徳ト云フベシ。何分大公至正ノ心ニテ,故怨旧悪少シモ胸間ニ留メザルヲ人君ノ大徳トスベシ。」(「講説」pp.2~3)と述べ,世子の時代の私情とくに廃立をめぐっての反対派に対する感情的しこりを,君主になった時に引きずることのないよう戒める。

韓琦は朱熹の『宋名臣言行録』(朱熹,和田武司訳,徳間書店,1976年,以下『言行録』と略す)の中でも,「公臨大節,処危疑,苟利国家,知無不為,若湍水之赴深壑,無所忌憚。」

(公、大節に臨み、危疑に処し、いやしくも国家を利するは知ればなさざるなく、湍水の深壑に赴くがごとく、忌み憚るところなし。)と評され、さらにそのようなやり方が危険が多いことを忠告されても、韓琦は「人臣たる者は、力を尽してもってその君に事え、死生、これをもってす。事えて、ついに輟めてなさざるべけんや」と応えたという(『言行録』p.181)。

以上の二点こそが、方谷のとくに韓琦を評価するゆえんであろうし、後の藩政担当において自からの行動を律していく指針ともしたものであろう。短い英宗時代にかなりの紙数を割いて「講説」を始めている含意もまた察せられるところである。

② 第六世神宗期(1067~85年)

---新法(王安石)の登場と失敗---

治世が4年と短かった英宗期とくらべ神宗期は18年と長い。それだけに北宋にとって色々な事件の起きた重要な時期であった。

方谷の講説は神宗の下で王安石が知江寧府に任ぜられ歴史の舞台に登場することに言及する。「人君ノ代替リ,人ノ付込処ニテ」(「講説」p.5)との方谷の表現があるが,この後すぐ王安石は天子の秘書官たる翰林学士に上せられている。この点について方谷は「王安石ノ出ズル,韓琦ノ退ク,宋一代ノ治乱盛衰ノ境,此一條ニアリ。此條ヲ読ムニハ,安石ノ出ズル所以ト,韓琦ノ退ク所以トヲ深ク本ヲ探リテ考フベシ。至切至切。」(「講説」p.4)と付言している。

神宗の即位した熙寧元(1067)年9月に王 安石が翰林学士となったが,安石の2才年長 の名門出身であった司馬光はすでに翰林学士 となっており、王安石の政策に激しく反対した。所謂宋代の最も有名な新法(王安石)、旧法(司馬光) 両派の抗争の始まりであるが、方谷はこの原因は神宗にあるいう。すなわち即位直後の神宗の言は、

「一々新法ノ起ル本ニテ,後日ノ政,皆鏡ニ写ス如シ」であって,其中でも「当今財理最為=急務—」との言こそ「神宗ノ大病症ココニテ見ルベシ」であり,さらに「此時王安石未ダ出デザル時ナレバ,新法ノ行ハルル,全ク安石ノ罪ニアラズ。皆神宗ノ心ヨリ出デ,安石ノ徒コレニ逢迎スルナルベシ。人主タル人,苛モ財用ヲ好ムノ心アリテ,勝手方ヲ取直スノミヲ先務トスル時ハ,終リハ必神宗タルヲ免ルベカラズ」(「講説」p.6)と結論している。世の紊れの元は義よりも利を好む風潮にありとした方谷の代表的論文である「理財論」「擬対策」を通貫する信念の源流をみることができる。

以降,方谷の「講説」は,王安石派対司馬 光派の抗争について相当の紙数を割き,内容 的にも筆致の迫力からしても,「講説」全体の 中心が新法派対旧法派の抗争とその影響を説 くにあり,やがて北宋・南宋の滅亡にまで及 んだことを示唆している。

宋は経済大国であったが、隣国の遼や西夏 との平和を莫大な歳幣の支払いによって購っ ていたという事情や、国防軍の維持あるいは 過大な官僚機構によって, 国家財政は逼迫し ていた。こうした状況下で神宗を補佐した王 安石は,歴代史家により,北宋滅亡の因を作 ったとして悪役にされてきているが、方谷の 論評も總じて王安石に厳しい。方谷は「司馬 光ノ論ハ, 節倹ノ政ニテ, 安石ノ説ハ殖財ノ 術ナリ… | (「講説」p.6) という。さらに、そ の時だけではなく後世今にいたるまで「経済 ノ法, 此二端何レゾニ因ラザルハ無キナリ。」 (「講説」p.6) と論じ, さらに「大体老成篤実ナ 人ハ, 節倹ヨリ行ヒ, 才敏権変ノ徒ハ, 殖財 ヨリ事ヲナサントスル事,世々皆同ジコトニ テ,二ツノ論,尤人君ノヨク弁ズベキコトナ リ」(「講説」p.6) と言う。節倹をおこなった のは「人」であり、殖財を行なったのは「徒」 と表現し, すでにして方谷の価値観が表れて いる。後に方谷の松山藩藩政改革が、まず藩 中の上下節倹の令に始まったことも当然であ ろう。

富国強兵を目指した安石の新法は三司条例司の設置に始まり、均輸法、青苗法、市易法、保甲法、保馬法、募役法と展開されていくが、基本的に国家財政の建て直しと農民救済を念頭においたものであり、改革に燃える神宗の支持をえて強行的に進んだ。しかしながら人望のあった保守派の司馬光等旧法派の反対にあい、さらに側近や後継者ともなった呂恵郷、蔡京等の細かい規制と恣意に走った失政によ

⁽⁸⁾ 王安石の抜擢:『中国史』(鈴木俊編『世界各国史(9) 中国史』山川出版社,1964年)では20才で即位した青年皇帝神宗は、国政の乱脈を是正して、国威を内外に輝かそうと考え、群臣中から、当時南京知府であった王安石を抜擢して国政の改革にあたらせた。

^{(9) 『}全集』第一冊, pp.196~198。

⁽¹⁰⁾ 同, pp. $212 \sim 215_{\circ}$

り、結局は失敗したとされる。

王安石自身、その改革の志はむしろ純粋であって、反対派の司馬光ともうまが合うところもあったといわれる(『言行録』p.252)。両者は文通し合う等、政策は一致はしなかったものの志を理解し合った形跡がある。

方谷は、王安石が登用された時に触れて、熙寧元(1068)年の「○夏四月、詔=王安石—越レ次入対」の條に「是レ王安石始テ神宗二覧へ政ヲ言フノ條ナリ。其言ノ高キ、実二人ヲ驚カスニ足レリ。…去リナガラ、安石ノ心ヲ察スルニ、此條ニテ言フ処、サシテ姦詐アリテ申ニハアラザルベシ。全ク学術ノ誤リ、性質ノ僻ヨリ、自ラ是ト心得テ申スナルベシ。是ヨリ神宗平日富国強兵の心ト、安石功利ノ学ト出会ヒテ、益頗僻ノコトノミニナリテ、終ニハ乗虎ノ勢ヒ已ムベカラザルニ至ルモノナリ。…」(「講説」p.6)と論じている。

王安石の改革はこの翌年の熙寧2年(安石49才の時)に始まるが、当時の宋は、①遼との「澶渕の盟」以来の歳幣の支払い、②西夏への「慶曆の和約」以降の歳幣支払い、③官僚厚遇による歳費の増大、④軍事費増嵩等の事由により財政が疲弊し、経済大国たる地位

が危うくなっており,王安石も税負担者である健全な農民層を育成拡大することが必要と 考えていた。

新法の最初にくる三司条例司については方 谷は講説中に「創制置=三司条例司-」の條を 設け、次の如く講説している。

「此即チ王安石新政ノ手始メナリ。然ルニ先 ヅ三司条例司ヲ置テ, 財貨ノ本ヲ引シメタル コト,新政ノ大主意ナリ。三司トハ,戸部・ 度支・塩鉄ニテ, 戸部ハ勘定奉行, 度支ハ元 締役, 塩鉄ハ塩浜方鉄山方ニテ, 其外諸運上 ヲ司ル役ナリ。此三役ノ惣グクリヲ主リ, 天 下財貨ノ掛引ヲ支配スルヲ三司条例司ト云フ。 此條ヲ能ク考ヘテ,安石新政ノ大意ヲ知ルベ シ。| (「講説」p.7), 続いて「呂惠郷・章惇・曽 布ノ徒, 此度始テ用ヒラレ, 新政ヲ助ケ, 終 ニハ安石ノ跡ヲ継テ, 元祐・紹聖ノ後ニテ天 下ノ大過トナル。大姦邪ノ人ナレバ, 此條ヨ リ,能ク心ヲ付ケテ,其為ル処ヲ見ルベシ。」 (「講説」p.7) といっているが、新法自体につ いてはどこに問題があるのか, 方谷「講説」に はあまり具体的に論述されていない。その部 分は口頭にて論ぜられたのだろうが、 例えば 「○ (熙寧二年) 九月青苗法 | の条では「是レ

⁽¹¹⁾ 王安石の新法のうち主なものを簡単に紹介すると以下の通り。〈三司条例司〉従来、中書省に隷属していた機関を、独立させて財務の最高機関とし、自由に財政政策を実施する権限を持たせた。〈均輸法〉物資の調達、物価の安定、滞貨の流通を目的として、地方の特産品を買い上げ、輸送を政府の手で調整し、不足の地方へ転売する制度。〈青苗法〉貧農を救済するため国家が農民に低利(2割以下)で資金を貸付ける制度。返済は穀物が高くなれば銭でもよいとされた。〈市易法〉中小の商人保護のため、政府が低利の資金を提供する制度。〈保甲法〉農村に十家を保、五十家を大保、五百家を都保とする民兵組織をつくり、兵農一体で国防に当ろうとした制度。〈募役法〉〈免役法〉人民を貧富に応じて五等に分け、免役銭を出させたうえ、夫役の代わりをする者を官が雇うようにした制度。

⁽¹²⁾ 佐伯富『王安石』中央公論社, 1990年, 陳舜臣『中国の歴史 (四)』講談社, 1991年, pp.497~514, 東一夫『日本中・近世の王安石研究史』風間書房, 1987年ほか。

新法中ニテモ,名高キ法ニテ,大害ヲ生ジタルコトナレバ,其法の立テ方ヨリ,施行ノ趣マデ心ヲ用ヒテ見ルベシ。此ノ処,蘇轍の論,後条ニアル韓琦ノ上疏,皆其害ヲ言ヒ尽シタルナリ。…」(「講説」p.9)とある。要するに方谷は後述するごとく,王安石の新法改革の内容をよく研究し,一方で改革の趣旨,内容,技法等を評価しつつも,執行の方法,執行者の問題,執行の時期,執行の場所等々に問題があったと見ていたものと思われる。

「講説、上」は王安石新法が行なわれ、旧法派の司馬光以下との抗争がどのように展開されていったかが中心となっており、先にも述べた通りその対立抗争が事後の宋の国自体の存亡を決定していったことから、「講説」全体の中心をも構成しているといってよい。

「講説,上」は以下神宗・王安石コンビによる新法改革の主として派生的側面(富国強兵を目指し,利を重視することから発する)を問題にする分析が続き,小人が跋扈し,君子が退けられていく様を述べる。

また「宋代ノ史ヲ読ムニハ,周・程・張・朱 ノ出タル処ハ,心ヲ用ヒテ見ルベキナリ。皆 イヅレモ当時ニ用ラレヌ人故,天下ノ大勢ニ アヅカラヌ様ニ見ユレドモ,其ノ用ヒラレヌ 処,則チ天下ノ治ラヌシルシニテ,天下治乱 ノ大関係ト知ルベシ。」(「講説」p.19)と言っ ている。

一般に王安石の跡を継いだ韓絳・呂惠郷等 は、新法の精神を忘れ、手実法のごとき苛政 を布いて、管理を厳しくし、下民の苦しみとその怨をかったとして、方谷の「講説」(p.21) はこれ等の所謂君側の奸を責め、同時に彼等を重用した安石はもちろん神宗をも責めている。

一旦宰相を免ぜられたが、その1年後宰相に返り咲いた王安石も、二度目は息子の死にも逢着し気力もなえて致仕を申し出た。神宗も安石の新法にも厭き、これを許し、安石の時代は終わった。20才で即位し18年間帝位にあった神宗も38才で崩じたが方谷講説は「十八年中ノ騒乱、一日モ志ノ如クニナラズシテ終ワリシコト、史臣ノ論ノ如シ。弱年ノ英気ヨリ起リテ、誠実ノ養ナキ故ナリ。後世少年人主ノヨキ戒ナルベシ。」(「講説」pp.29~30)と言っている。

神宗期に対する方谷の総合的所見は「講説,中」の冒頭において次の通り総括している。「神宗ハ,自身ノ驕奢私欲ハ更ニ無クシテ,唯朱代国勢ノ弱ニ流ルルヲ厭ヒ,富国強兵ノ志ヲ立ショリ,安石ノ功利ノ学術ヲ信用シ,実ニ大事業ヲ立ント思込タルヨリ,見当違ヒテ,終リハ小人ヲ用ヒ,苛政ヲ施スコトニナリ,敗亡ノ基ヲナセシモノニテ,心底ハ必ズシモ邪ナルニアラズ。」(「講説」p.53)

③ 第七世哲宗期(1085~1100年)

----方谷の「朋党論」評価----

哲宗期について「講説」は「大皇大后,前仁宗ノ后ニシテ是ヨリ天下ノ政事ヲ執リテ,王 安石ノ党ヲ残ラズ退ケ,司馬光諸人ノ君子を 用ヒ,一変革ヲナシタル賢后ナリ。是ヨリー

⁽¹³⁾ 手実法:免役・出銭に不公平をなくするためとして人別, 田地などを人民から届け出させ, 税を課した。(林秀一『新釈漢文体系 十八史略(下)』明治書院, 1969年, pp.918,919)。

旦ハクラリト改マル世ニナル。行事ヲ其心ニ テ委シクミルベキナリ。」(「講説」p.30) と始 めている。

哲宗自身についての方谷解説は「講説,中」の冒頭に

「哲宗ハ, 幼年中太后ノ政ニテ, 父神宗ノ政 ヲ残サズ改革シ,諸君子ノ先代ヲ議スルヲ多 年見聞シ,内心ニハ腹悪ク思ヒ,其上太后権 ヲ執リ, 我ヲバ諸臣ヨリ蔑如スルト憤リ居リ タルニ付,太后歿スルヤイナヤ,年来ノ憤欝 ヲ発シ,神宗ノ政ニ復シタル処へ,諸小人ノ 退ケラレテ恨ヲ含ミシ者共ト合シテ, 忽ニ君 子ヲ退ケ, 再ビ苛政ヲ行フコトニナリタルナ リ。是亦其心底ハ, 自身の驕奢私欲アルニア ラズ,全ク神宗ノ跡ヲ逐フヲ孝心ト心得,平 生ノ志ヲ達シタルノミナリ。」(「講説」p.53) と いっているが、方谷自身は王安石の新法改革 が、神宗後に実権を持った前の仁宗の后たる 太后の手で是正されたものの、太后歿後は哲 宗親政となり,新法時代に戻ったことを遺憾 としている。

ただし方谷は「○三月,罷=免役法-」の條に免役法の利点も説き,司馬光の反対は「彼ノ安石聚斂ノ為ニ立テタル法ユへ,夫役賃銭ノ取立方正シカラズ,唯上へ財ノ集ルヤウニノミイタシテ,貪欲ノ風ヲノミ長ジタルユエ,其法ヲ皆改革シテ古ノ質実ノ風ニ返サント思ヒシユエナリ。」と一応の理解を示すが「法ハ其ママニイタシ置テ,立テ方ヲサへ正シク行へバ,時勢ニモ叶ヒテ然ルベキコトナリ。」(「講説」p.35)であって,「君子タル人,小人ヲ悪ムノ甚ダシキヨリ,其立シ法ハ皆忌ミ悪ミテ,一切改メントスル時ハ,時勢人情ニ背ク

コトアルベシ。」(「講説」p.36)と戒めている。 結局方谷の安石観は「王安石卒」の條において「…畢竟、学識ノ誤リ、性質ノ僻ヨリ起リテ…天下ノ大過トナリシハ、其引出セシ小人ノナセル処多クシテ、安石ハ却テサホドマデハ姦ニハ至ラザルベキナリ。…」(「講説」p.36)というものである。

旧法派の中心たる司馬光は王安石が重用されていた間,退陣して『資治通鑑』の編集に注力し、1084年、19年の歳月を費やしてこれを完成した。安石の失脚後、司馬光の人望はとみに高まり旧法派から推されて15年ぶりに政界に復帰したが、高齢のためわずか数ヶ月で歿し、政治的手腕を発揮するにいたらなかった。既述の如く要するに新法派が数々の改革案を出したのにくらべ旧法派は新法の内容それ自体よりも執行の方法あるいは執行者の問題等々を云々するのみで、具体的な代案を出しえなかったわけである。

宋代の謹厳無比の人物として死後末代にいたるまで名臣とされた司馬光は、超一流の大学者ではあっても、政治家としては必ずしもみるべきものはない。方谷の評価は全体として司馬光を支持し、「生涯ノ節義才徳ヲ知ルベシ」「天下ノコトー身ノコトノ如ク命ニ任セシハ大器量大見識」(「講説」p.37)と大いに礼賛するが、「去リナガラ新法を改ムル中ニ、其仕方ノ少少ヅツ善悪ノアル」(「講説」p.37)を認め、「…改革ノ大義ハ、司馬光ノ言ヲ以テ大根本ヲ立テ、小節目ハ其事ニ付クワシク是非ヲ正スベキナリ」(「講説」p.38)と結論している。

哲宗期の問題点の一つは朋党論であり、派閥が出来て抗争する問題である。方谷は宋元

祐2 (1086) 年の8月の項に、「○八月誣─崇政殿説書程頤─」と題して「此条ニテ、果シテ君子ノ内ニテ朋党ノ論起リタルニテ、可レ歎ノ至リナリ…」(「講説」p.38)と述べ、また、「…伊川ハ洛党、東波ハ蜀党、其外ニ朔党ノ一組ミアルニ至ル、アマリナルコトト云フベシ…安石の余党、怨ヲ含テ隙ヲ伺ヒ居ルニ、諸君子悟ラズシテ、内合ノ争ノミヲ起スト云フハ、苦々シキコトナリ。…君子同士ニテ議論ヤカマシクナルコト、宋代ノ弊風ニテ…」(「講説」pp.38~39)と言う。その後講説中の事例の随所に「朋党ノイヨイヨ募リタルナリ…事ノ害ヲ生ズルヲ、心ヲ付ケテ見ルベキ」(「講説」p.39 ほか)と言い、宋代における「朋党の禍」を指摘する。

これより方谷は有為の君子の間で無益な争いが繰り返される様を,個別具体名を挙げ,事例をひいて戒める。但し,一般に党派に分かれても方谷は旧法派の人は皆君子と謂い,新法派の王安石一派は小人として区別して謂うが,そのような極めつけの上で論を進めている感がある。

元祐8年9月に太后が歿した条について方谷は「太后ノ崩,実ニ天下変革ノ境目ナリ。」 (「講説」p.45)と論じ,太后親政のくびきを脱した哲宗が,父神宗の目指した新法改革を復活せんとして動き出したことを述べる。方谷は太后を「婦人ニハ実ニ珍シキ賢者ナリ。」とほめつつも「此処ニーノ愚見アリ。」と珍しく単なる評論にとどまらず自説を展開する。すなわち「太后多年ノ間哲宗ヲ抑ヘテ,諸君子ヲ用ヒルコト,ヨキコトノ如クナレドモ,是レ哲宗ヲ激シテ変革ヲ招クナルベシ。早ク政 ヲ還シテ、諸君子ヲシテ哲宗ヲタスケシメ、君臣ノ間親密ニナルヤウニ仕向ケヲカバ、死後ニイタリカカルコト(旧法派を廃して新法に戻すこと)ハアルマジキナルベシ。賢后トイヘドモ、此事ハ甚ダ六ツカシキコトニヤ、深ク考フベキコトナリ。」(「講説」p.46)というわけであるが、新法、旧法問題は別にして前帝亡き後、摂政となった太皇大后(英宗皇后)の政治関与の在り方について第四世仁宗歿後の同様の事態における宰相韓琦の適切な処置と対比させ、哲宗時に韓琦なきを嘆じている気配がある。

哲宗の前帝神宗は姦謀の巧みな蔡確・邢恕 等新法派を用いたが, 哲宗即位後の数年摂政 太皇大后高氏は旧法に戻した。こうした太后 主導に甘んじた反動からも, 哲宗は太后歿後 の親政時代には、新法派の章惇等執政の苛政 を許した。神宗の実録を書き換えたり、司馬 光等の章疏を編修させたり、さらには『資治 通鑑』の板を毀そうとしたこと等、方谷は「何 ノサハリナキコトマデモ, 残ラズ去リ尽サン トスル怨毒,恐ルベキノ至リナリ」(「講説」 p.50) と評する。この時代の新法派対旧法派 の争いが次第に感情的にも激化し、紹聖4年 閏月の條には「此条並二次条ニテ, 竟二諸君 子ヲ殺シ尽サントスルニ至ル小人の暴慮, コ コニ至ラザレバ止マラザルヲ見ルベシ…」と 記すが、続けて「…(哲宗が)小人ノ用ヒザ ルハ,良心ノ自ラヤマザル所…ノミナラズ, 宋朝大臣ヲ殺戮セザルノ良法ノ効シ, ココニ アラハレシナリ。祖宗の法ヲ立ツル, 大切ノ コトナルヲ知ルベシ」(「講説」p.50) と述べ, 太祖趙匡胤が子孫のために作った「士太夫を

言論を理由として殺してはならぬ | という 「石 (14) 刻遺訓 | に触れている。

この遺訓のお蔭で北宋期の政治闘争は血な まぐさいものではなく、それだけに言論は自 由,活発となったが,一方で小人が関与する次 元の低い陰湿, 苛刻(ママ)なものになっていっ たかに見える。方谷の小人論は「講説」のいた るところにみえ、結局「…タトへ小人ヲ残ラズ 誅罰シテ根ヲ絶ツトモ, 跡ヨリ出ル大勢ノ人, 亦君子ハ少ナクテ小人ハ多キモノユヘ, イカ ヤウノ者出デ来ルマジキニモアラズ。トテモ 小人ヲ始終一人モナキヤウニシテ, 心ノ底ヨ リ清潔ノ人ノミニセントスルハ, 天下古今ナ キコトニテ, 是ヲ無理ニ行ハントスルハ, 即 チ乱ノ本ナリ。古聖人ノ人ヲ待スルハ, 左ヤ ウノキビシキモノニハナキ処, 宋代此時節の 諸君子ノ,聖人ニモ過ギタル厳正ヲ行ハント スルハ、誤リト云フベシ。此事ハ宋代ノ一弊 風ニテ, 至ッテ宜シキ中ヨリ, 此弊出タルナ リ。君子タル人得テ此ノ弊ニ流ルルコトアレ バ,深ク慮リ深ク考フベキナリ。」(「講説」p.34) と結論している。すなわち, 小人は絶えない ものでありかつ多数はそれであるから、その ような臣下をうまく使いこなすのが、人君の 器量でもあり治政上の一つの要諦として心得 るべきを言っている。

(3) 「講説,中」

① 第八世徽宗期(1100~25年)

「講説, 中」 は次期第八世徽宗期から始まる。

北宋は、その次の欽宗にまで続くが実質的に はこの徽宗の時代をもって終る。徽宗期につ いての方谷の総括は

「徽宗ニナリテハ,彼二君(神宗,哲宗)トハ 雲泥ノ違ヒニテ, 畢竟驕奢淫佚ノ好ミ心底ヨ リ生ジテ,一旦初政ニハ哲宗ノ政ヲ改メ,君 子ヲ用ヒカケタレドモ, 君子ノスル所ハ, 皆 我好ム所と相反スル故, ソレヲ厭ヒ苦シムヨ リ,小人共其心ヲ見込,神宗ノ政ヲ紹述スル ヲ名代ニシテ, 実ハ君子ヲ退ケ, 彼ノ財利ノ 政ヲ借テ, 聚斂ヲ恣イママニシテ, 手元ニノ ミ貨財ヲ集メ、専ラ奢侈ノ資トナシ、又征伐 ヲ始メテ,虚偽ノ功名ヲ申立テ,太平ノ名目 トシ、益奢移ノ申訳ニセントシタルマデニテ、 実ニ富国強兵ノ事業ヲ立ントスル心アルニア ラズ。故ニ其敗亡ココニ至リテ忽チニ来レル コト怪シムニ足ラズ。…」(「講説」pp.53~54) と言い、神宗、哲宗、そして徽宗と三代とも 皆同流(新法)を立てたようだが, 其心底は 弁別してみるべきであって、ついに徽宗の如 き帝を生じたのは恐るべきことだとしている。 そして帝が帝なら臣も臣で, 王安石, 章惇と 段々に品位も下り、徽宗の時の蔡京等に到っ ては、帝同様見識もなく、ただ邪媚を恣にし て, 一身の富貴権勢を計ったと酷評している。 蔡京は専ら国の内実困窮を隠して, 樂を勧 めて帝の気に入られんことを策しており,「宋 代の興廃,全ク宰相大臣ニヨルコト昭然タリ, 君タル人ハ是ヲ手本トシテ, 大臣ノ忠邪ヲ知 リ, 臣タル者ハ是を戒」(「講説」p.58) とすべ

きことを方谷は力説する。

⁽¹⁴⁾ 陳舜臣『中国の歴史(四)』講談社, 1991年, p.471。

崇寧3年2月の「○令≡天下坑冶金銀悉輸= 内蔵-。」の條(「講説」p.58)に

「神宗以来,安石ノ党財利ノ政盛ニスレドモ, 富国強兵ノ主意ニテ,天子ノ手元へ取リ入ルコトハ無キコトナリ。ココニ至リテハ,竟ニ 手元取リ入レ始マリテ,此後羨餘進献限リナク起リテ,宛モ唐ノ末世ト同ジコトニナリタリ。是則チ徽宗ノ意ハ,自身ノ奢リニアリテ,神宗の本意トハ大ニ違ヒ,蔡京ナドノ心底モ,安石トハ雲泥ナルヲ知ルベシ。又是ニテ古今共財利ノ政ニモニ品アリテ,富国ノ為ト,人君一身ノ奢リノ為トノ別チアリ。イズレモ不善ナレドモ,奢リノ為ニ聚斂スルナレバ,滅亡ニ近キト知ルベキナリ。」と述べる。

財利中心の政は至誠惻怛や義を中心とする 方谷の政治理念からは遠い政であったがとく にそれが私利私欲や自からの奢によって生ず る場合国の滅亡という致命的な結果を招来す ると考えている。

以後徽宗の暗君ぶり、是に取り入る蔡京、蔡 攸父子の諂侫媚ぶりや、宦官将軍童貫等の弱 兵ぶりを年を追って論じる。そして次の欽宗 期において1年たらずのうちに所謂「靖康の 変」により金国の手で宋は亡ぶことになるが、 この間の方谷講説のうち、興味深い点がいく つかある。その一つは政昭2年5月の条にお いて蔡京が三度、執政となった時を述べたも ので、「…蔡京ノ考ニテ、御筆手詔ト云フコト ヲ初メタリ。」というくだりである。「是レ即 チ当今ノ御直書御書下ゲナリ、此義ハ国君ナ ドニテハ多クアルコトニテ、実ニ君ノ胸間ヨ リ出テ、仁明ノ政ナレバ此上ナキ有難キコトナレドモ、多クハ蔡京ノ巧ミノ如ク、姦臣ノ考ニテ、下下ニテ違背サセヌ為ニ願ヒ上ゲテ拵へタルコト多分アル習ナリ。サレバ御直書ハ軽々シク出スベキコトニアラズ、能ク其事情ヲ考へ、実ニ至要至当ノ時ナラデハ下スマジキコトナリ。…」(「講説」pp.61~62)と続くが、方谷の有名な「徳宗論の後に書す」において世子勝静の手記を求めた経緯を考えると、天子の直言の重さに関する方谷の並々ならぬ思い入れが察せられる。

ところで方谷講説は宋の軍事面については 余り語っていない。宋の歴史に語るに足る程 の戦果の記録がない故もあろうが、結局金と 同盟して遼に開戦したものの、大軍を擁しな がら連戦連敗した。童貫将軍は金に援軍を求 め、その力をもって燕京に入ることを得た。 遼はこの時滅びるが、金の力であって宋の貢 献はなかった。この辺の軍事弱体化の状況に ついて、方谷は宣和4年の条に

「○五月。童貫進レ兵撃レ遼。敗績。」の項をたて、「宋年来、小人共強兵ノ術ヲ唱ヘテ、辺ヲ開キ、大功ノヨウニ誇レドモ、実ハ武勇材略アルニアラズ、西南ノ小夷共ヲ相手ニシテ少々打勝ツ時ハ、コトゴトク申立テ、又敗軍ノ時ハ、包ミ隠シテ奏聞セヌユエ、強兵ノヨウニ思ハルル処、大敵ニ出会へバ、一タマリモナク崩レ立ツニ至リ、コレヨリ引キツヅキ敗軍ノミ。」と述べる。さらに「是レ全ク安石以来、年来小人強兵ノ説ノ余殃、ココニ発シタルニテ、恐ルベク悪ムベキコトナリ。ソレ故元祐

⁽¹⁵⁾ 前掲『山田方谷の文』pp.318~319(「方谷遺稿」巻中, p.37)。

司馬光等君子,深クコレヲ憂ヒ,辺塞無事ヲ ノミ計リテ, 戦ヲ慎ミタルハ, 小人ヨリ申セ バ,無謀無勇のヤウナレドモ,実ニ深慮ノア ルコトナリ。…」(「講説」pp.65~66) と評し, 軍事を起すに慎重な方谷の性向をうかがわせ る。同時に宣和7年冬10月の條には「…宋 ノ忽滅ル神宗以来ノ新政ト, 徽宗ノ暴逆トニ アルコトナレドモ,金入冠ノ日数千里中ニ防 グベキ兵ナク,無人ノ境ヲ入ル如キハ,其本, 大祖唐代藩鎮ノ弊ニ懲リテ、天下ノ兵ヲ京師 二集メ,国二重兵ヲオカザルユヘナリ,サレ バ外国入冠ヲ防グハ, 諸侯藩鎮ノ力ニヨラザ レバ叶ハザルコトニテ, 天下ヲ治ムル人ノヨ ク考へ計ルベキコトナリ。」(「講説」p.70) と 評する。幕末の勤皇攘夷を国家的視点で眺め, 藩レベルでも外夷の圧力に強兵を整備して当 ろうとした方谷の姿勢が推量できる。

この後徽宗は同盟関係にあった金に不実であった故をもって攻められ、「己を罪する詔」を発し自己批判して退位した。長男の趙桓を立て欽宗となったが、この時代に宋(北宋)は滅ぶことになる。

② 第九世欽宗期(1125~1127年)

----北宋の滅亡----

方谷の欽宗総括は「欽宗ハ徽宗亡国ノ跡ヲ 承ケテ、一年モ待タズ滅亡ニ及ビシナレバ、何 モ罪スベキニアラズ」とはじまるが、起用し たのは李邦彦・張邦昌・何栗等の小人で、名将 と言われた李綱を終に退け用いず「敵軍入冠 スルニ及デ、手ヲ東テ降参セシ有様、一ツモ 論ズルニ足ラザルヲ見ルベシ。」という。さら に「扨又神宗以来, 君子小人ノ党分レ争ヒ, 竟 二此ノ敗レニ及ビシ処, 此時ヨリ又一変シテ, 其ノ争ヒ方替リナカラ, 二党ノ分ルルハ, ヤ ハリ同ジコトナリ。|と評する。「其変ト云フ ハ,此以前ノ争ヒハ,小人ノ新法ヲ用ヒ夷狄 ヲバ征伐ヲ専ラトシテ, 辺功ヲ立ツルコトノ ミ志シ, 君子ハ古法ニ復シ, 夷狄トハ和好ヲ 主トシ,静謐ヲ計ルコトノミ志セシ処,金人 攻来リ, 敗亡ニ迫リショリ, 小人ハ反テ和好 ヲノミ議シ, 荷安ヲ計ラントシ, 君子ハ戦討 ヲ専ラ励ミ, 恥辱ヲ雪ガント欲スルノ争ヒト ナレリ。| と主戦論が小人から君子の側に移っ た変化を指摘する。さらに「扨此ニ由テ考フ ルニ、小人ノ情態ホド怪シキ者ハナキコトニ テ,以前征伐ヲ主トセシ小人ハ,即チ以後和 議ヲ専トスルノ人ナリ。前後反復此ノ如キハ, イカナル心ニヤ、深ク其ヲ察シテ考フベキコ トナリ。此ノ和ト戦トノ二事,戦争ノ世ノミ ナラズ,治世ノ経済モ此ニ類セシコトアリテ, 国家ニアヅカル者、考へ知ルベキコトナリ。| (「講説」p.72) と言う。

要するに節操なく大義のない小人が跋扈する世界は経済の世界にもありうることであって,国家の計に参画する者の志を戒めている。

この後宋は一旦金に屈服するが、さらに摩擦を続け、ついに金は靖康元年8月に黄河を渡って宋の首都開封を落した。翌年2月には徽宗、欽宗父子をはじめ在京の宋の皇族、宗室は一人残らず虜となって金に連行され、ここにおいて一たん宋(北宋)は滅亡する。この時たまたま勅命によって別途金に向ってい

⁽¹⁶⁾ 唐が節度使を母体とする軍閥によって滅びたこと。

た欽宗の弟康王は、難を逃れて、曲折の後江 南の応天府(現在の商丘市)で靖康3年5月に 即位し高宗となって南宋を開いた。

③ 南宋第一世高宗期(1127~62年)

---名君の条件---

方谷の高宗観は「…高宗の人となり、柔善ニシテ、中興ノ大業ヲ成スニ足ラザル…」として情にもろく、君主たる器でなかったことを「(情愛の濃いところは)皆美質ノ様ナレドモ、人主タル人ノ心ハ、此ノ如キ眼前姑息ノ愛情アリテハ、天下ノ大義を正スコト能ハズシテ終ニ昏愚ニ陥ルニ至ル、戒ムベキコトナリ。」(「講説」p.78)と論じている。

高宗の時代で方谷の評価するのは「君子ノ首タル者ハ李綱・張浚・趙鼎,武将ニテハ宗澤・劉琦・韓世忠・岳飛ノ人人」(「講説」p.77)であり皆対金主戦派であって,逆に排するのは「小人ノ黄潜善・汪伯彦・秦檜・湯恩退・張浚ノ徒皆和ヲ主トシテ互ニ進退スルヲ見ルベシ。」(「講説」p.77)といっている。

方谷によれば北宋時代が新旧両法派の抗争に彩られているのに対し、南宋時代の特色は対金強硬派すなわち主戦派と和平派の対立の構図である。北宋時代の奸物の中心が王安石であるのに対し、南宋時代のそれは敵国金に通じていたとされる和平派の首魁秦檜である。

すなわち方谷の論はこうした一般図式を忠 実になぞるものであり、王安石に対して示し た若干の理解も秦檜に対しては敵国への内通 者として倫理的にも許しがたかった上、忠誠 の将軍岳飛を殺害したことも拍車をかけて大 姦の扱いとしている。方谷にとって秦檜派の 諸子はすべて小人であり姦邪の徒であり、こ れらに操られた高宗も孝子として若干の同情 あるも柔弱暗愚の君主として断ぜられるわけ である。

方谷の高宗論における教訓は結局「…姦邪ノ謀,古今トモニアルコトアリ。君子タル人, 其籠絡に逢ハザル工夫モ,亦肝要ノコトナルベシ。」(「講説」p.93)の一文に尽きるのであろう。

なお、高宗期間中、主たる話題は金との和戦にまつわるものであって、文化的、経済的話題は少ないが、宋紹興6(1136)年の項に「○陳公輔乞レ禁=程子学—」の條がある。

すなわち,「此以前,程伊川二贈官アリテ, 又伊焞ナドモ召出サル処, 公輔ノ請ニテ, 遽 ニ其学ヲ禁スルニ至ル,怪シムベキコトナリ。 シカシ公輔の程子ノ学ヲ禁セントスルハ大過 ナレドモ此時分, 末学ノ弊ニテ, 程学ヲ主張 シ,本意ヲ取失ヒ,却テ世ノ害トナルコトナ キニモアラズ。故ニ公輔ノ意ハ、学者ノ党ヲ 立ツルヲ戒メ, 只孔孟ヲ学ブヤウニト云フ意 ナルベシ。…」と陳公輔の大過を認めつつも、 一定の理解を示している。さらに「…学術ノ 弊, イツノ世ニテモアルコトニテ, 本ハ正シ キ学ヲモ, 末学ニナレバ思ハザル害ヲ生ジ, 尤 其流儀ヲ主張シテ,一派ノ党ヲ立ルナド実ニ 戒ムベキコトナリ。程朱ノ学ナドハ, 尤其弊 少ナキ学ナレドモ, 今世ニモママ其類ナキニ アラズ。学政ヲ主ル人,深ク省ミルベキコト ナリ。」(「講説」pp.90~91) と論じ,この講説 を行った当時の儒学が「末学」に流れた場合 の党派性を弊害として批判している。

(4) 「講説,下」

① 南宋第二世孝宗期(1162~89年)

----南宋一の賢帝----

方谷の「講説,下」は南宋二代皇帝孝宗の 代に始まる。

孝宗への総評は冒頭より次の通り始まって いる。すなわち

「孝宗ハ太子ノ時ヨリ已ニ英偉ノ風アリテ, 果シテ南宋一代ノ賢主人トイフベキハ,此人 ナリ。第一二恢復ノ志甚鋭クシテ,一旦萎屈 ノコトモアレドモ,始終其志ハ止マザルコト, 宋家柔弱ノ中ニテハ, 実ニ稱スベキコトナリ。 惜ムベキハ時節遅レテ, 高宗ノ時ノ如キ名将 ナク, 又金ハ世宗ノ代ニテ賢主ナレバ, 中中容 易二敵シ難キユヘ, 其志成ラズシテ終リタリ。 是ヲシテ高宗紹興ノ始メニ出デシメバ, 必ズ 恢復スベキ人ナリ。但即位ノ始メ, 英気ニハ ヤリテ, 未ダ内ノ定ラザル内, 合戦ヲ始メ, 又 張浚ノ軍事ニ疎ナル人ヲ用ヒ,一敗アリテ頓 二挫ケ, 又湯恩退ヲ用ヒタルハ大瑕瑾ナレド モ, 是亦壮年ノ英主ニ得テアルコトニテ, 尤 戒ムベキコトナリ。又父高宗へノ孝養ハ宋ノ 家風ナレドモ, 別テ不類ノ孝トイフベキナリ| (「講説」pp.104~105) と言い, 孝宗を南宋時 代一の賢帝としている。孝宗は主戦論の張浚 を枢密使に起用し北伐軍(征金)の総司令官 として南宋恢復の英気を一時期発揚すること があったが、結局、軍中、将士の間の不和が 原因となって,決定的な勝利を得るには到ら なかった。南宋の孝宗は金の世宗と同じ1189 年に退位して光宗に帝位を譲っている。

② 南宋第三世光宗期(1189~94年)

-----凡庸の君主-----

光宗は主戦論の傾向のあった孝宗を後継し たが,和平論者でもなく,ただ暗愚だったと 言われる。方谷も「講説,中」の光宗の項を 「光宗ハ,父孝宗と相反シ,妬后ノ言ニ惑ウ テ,父子不和トナリ,不孝ノ罪ヲ得タル人ニ テ…」(「講説」p.107) と始めている。さらに紹 熙元 (1189) 年冬 11 月の條に「光宗ノ父子不 和ノ本, 近習ノ悪党ヨリ起リ, 其上ニ皇后ノ 妬悍ヲ以テ惑ハサレタルヨリ, 大罪ノ人トナ レリ。是等ノコトハ, 少シ弁ヘアル人主ニハ, 絶エテナキコトナレドモ, 近習婦人ノ讒茲ニ 至ルヲ知リテ,万事慎シムベキコトナリ。又 皇后ノ官人並ニ貴妃ヲ殺セシ有様, 妬婦ノ恐 ルベキ, 夫タルモノ早ク退ケ去リテ, 禍ヲ絶 ツベキコトナリ。七去ノ教茲ニアルヲ知ルベ シ。」(「講説」p.108) と述べ、光宗の正室がい わゆる妬悍で手がつけられなかったのをおさ えきれず、自ら心疾にかかったりした上、取 り巻きにも人を得ず失政が続いたこと等を述 べる。要するに光宗は心身共に虚弱であった と言うべくして、周囲が計って、太祖太后呉 氏(高宗皇后)の力を借りて呉氏の曾孫であ る皇太子趙拡をかつぎ出し、光宗に代わるこ とになった。光宗の在位はわずか6年で紹煕 5 (1194) 年寧宗の代となる。

方谷は光宗期の講説の最後に「○太皇太后 紹嘉王拡」の條を設け、「是ニ於テ禅位ノ事成 レリ。是禅位ハ、則チ大臣易位ノコトニシテ、 平常ノ議ニアラズ。趙汝愚ノ計ヒ、其道ヲ得 テ、其至危ノ有様、苦心ノ状想ヒ見ルベシ。」 と寧宗誕生に功のあった時の宰相趙汝愚を評 価する一方、同條の中で、「此時、太后ノ方ヲ取計ヒシ韓**侂**冑ナル者、是ヨリ勢ヲ得テ、終ニ諸君子ヲ追斥ケ、金ト合戦ヲ始メ、宋ノ大害ヲ生ゼシコトナレバ、其始末、一一心ヲ付見ルベシ。斯カル大事ノ時ハ、ヨクヨク其人ヲ擇ビテ用ヒザレバ、事ヲ成トモ、後日ノ害トナルコト此ノ如シ。恐レ戒ムベシ。」(「講説」p.118)と述べ秦檜等にならぶ姦人韓**侂**冑の出現に言及している。

③ 南宋第四世寧宗期(1194~1224 年)——朱熹の登用と失敗——

寧宗期に関する方谷講説は「○詔求=直言 -。」の條から始まっているが、以下に示すご とく辛口の評価である。

「人君即位ノ始メ,直言ヲ求メザルハナク,皆定式ノ如クナリテ,実ハ何ノ用モ無キコトナリ。又君タル人ニ,実ニ言ヲ用ユル誠サヘアレバ,別ニ詔ヲ下サズトモ,自然ニ善言ハ用ヒラルル故,日ニ直言ヲ上ル人アルベキナリ。寧宗ハ,南宋ニテハ暗君ノ内ニテ,韓化冑ヲ用ヒ,君子ヲ退ケ,一直言モ用ヒザレドモ,詔ハ下シタリト見エタリ。」(「講説」p.119)と実を伴わない託宣の無為なることを戒める。「○八月,召ニ朱熹—至。」の條には寧宗が朱熹を登用した時が述べられる。すなわち

「是寧宗朱文公ヲ用フルノ初メナリ。文公ノ 出処ノ正シキト, 侍講ノ官ニ出シモ, 先ヅー 番ニ, 近習ノ事ヲ用フルヲ憂ヘテ上書セシコ ト, 外ノ講書ノミノ講官ト異ナルヲ見ルベシ。 スベテ大賢眞儒ヲ用フルニ, 唯学問ヲノミ用 ヒテ, 講書ヲ聞クバカリナレバ, 必ズ久シク 位ニ居ルモノニアラズ。又ソレヲ嫌ハズ, 久 シク位ニ居ル人ハ, 必ズ眞ノ儒ニアラズ。此 処,人主タル人ヨクヨク分別シテ人ヲ用フベ キコトナリ。|(「講説 | p.119)

朱熹がその登用の当初から単に書を講ずるのみの人でなく、大政の本を直言する仁であり、従ってその言をよく聴いて朝廷の大改革や執政を改めるべきであったがかえって小人韓侂冑に憎まれ退けられることになったとされる。もとよりそれは君主の暗愚によるところであって、方谷は「…君ノ大決断ノ必用ナル処ナリ。善ニ用フレバ大姦ヲ去リ、悪ニ用フレバ此処ノ如ク大賢を去ルニ至ル。」(「講説」p.120)と戒めている。

韓作青一派は朱熹の学問までも偽学と排し、 その著作を禁書とし、いわゆる「慶元偽学の禁」を行なって朱子学者の一掃を図った。

方谷はこうしたことを見過ごしにした寧宗の暗を厳しく指摘している。後に韓**侂**冑は,金伐を図って大敗し,金との和議に際し,その誅を求められ,結局暗殺されるが,その際も寧宗は「此一挙一ツモ寧宗ノ決断命令ハナク,唯史彌遠ト揚后トノ心ヨリ出タリ,…誠二権柄ハ皆トラレ,尸位ノ君ニテ安セシ有様憐ムベキコトナリ。」であって,「此如キコトユエ,**侂**冑ハ誅シタレドモ,史彌遠ナル者又代リ出デテ権ヲ執リ,一生尸位ニテ終リタルコト,計リ知ルベシ。…」(「講説」p.123)と評する。

④ 南宋第五世理宗期(1224~64年)

----亡国の条件(暗君と姦臣)----

南宋は寧宗を継いだ五代理宗の後, 度宗, 恭宗, 端宗, 帝昺まで続き, ここで絶えるが方谷の「講説, 下」は理宗期をもって終る。理宗に対する方谷の評価も厳しい。すなわち

「此人モ亦闇弱至極ノ質ニテ, 宋ノ滅亡, 此 代ニ益迫レリ。但シ光寧二暗主ノ後ヲ承ケテ, 大勢巳ニ傾キタレバ、専ラ此人ノ罪トモ言ヒ 難キナレドモ, 若シ英明ノ主ナリセバ尚一振 ノ業成ルマジキニ非ザレドモ, 始終小人ノミ 任用シ,始ハ史彌遠ニ政柄ヲ執ラレ,次ニ史 嵩之ヲ用ヒ,終ハ賈似道ニ委任シ,一生其欺 妄ヲ信ジ, 其間ニタマタマ眞徳秀, 魏了翁, 范 鐘, 呉潜ノ如キ君子ヲ挙ゲタレドモ, 忽ニ小 人ニ妨ゲラレ,一ツモ其用ヲ尽サズ。要スル ニ論ズルニ足ラザル暗主ナリ。…」と切り捨 てている。「(理宗は) 此人ノ代ニ至リ, 始メ テ程朱ノ学ヲ崇信シ,贈官追褒等アル故,理 学ノ理ヲ用ヒテ理宗ト諡セシナリ。| ではある が, 方谷は「程朱ノ学ハ, 斯カル暗主ノ為メニ 用ヒラルル道ニアラズ。若シ程朱ヲシテ存生 ナラシメバ, 忽チ其心ニ忤ヒテ, 一日モ用ヒ ラレザルコト, 徽宗, 寧宗ト同ジ事ナルベキ ナレドモ, 死去シテ一事ノ論談モイタサヌ故 唯形容二尊崇セシノミナリ。| (「講説」pp.123 ~124) と言う。陽明学者として朱子学への冷 静な目をもつ方谷としては,「慶元異学の禁」 により朱子学の学習を禁じられた学者や学生 等の不満に乗じて朱子学やその信奉者に肩入 れして人気取りを図ったかにみえる理宗や宰 相賈似道に対しては批判的である。

従って次の如く続ける。すなわち

「程朱ノ学ノ世ニ世ニ行ハルルハ,自然ノ天 運アリテ理宗ノカラ及バザルコトナルヲ,タ マタマ此人ニ崇メラレタルハ,実ハ程朱ノ不 幸トイフベキナリ。…宋ノ滅亡数十年間免レ タルモ,理宗ノ学問信仰ノカニハアラズ。是 モ天運ニテ,其時元ノ方内乱打ツヅキ,世祖ノ 即位モ遅クナリ、攻来ル暇ナカリシ故ナリ。」と言う。結局「人主タル人ハ、イカ程文学ヲ崇ミタルトテモ、君徳ヲ失フ時ハ、毫髪モ衰退ヲ救フコトハナルマジキヲ、深ク考へ知ルベキナリ。」(「講説」p.124)と、君徳があって初めて文学が生きると諭すわけである。

理宗の時代,「宋ノ方ハ日ニ衰亡ニ趣クコト 故,観ルニ足ラズ」であって,むしろ,この 後は興隆していく元の方を学ぶべきだとして いる。すなわち

「元ノ方,追々開国ノ勢アリテ,一代ノ制度 モ定リ,且ハ世祖忽必烈ノ英才雄略諸賢者ヲ用 ヒ,太平ヲ創ムル光景,皆此代ニアルコトナレ バ,元ノ事アル條ハ,別テ熟読シ,此後元代を 観ルノ本トナスベキコトナリ。」(「講説」p.124) とし,この後に述べられる宋に関する條は反 面教師の事例として語られることが多い。

すなわち南宋の宝慶元年(理宗即位の年 西暦 1224年)に打続く反乱について述べた後、 姦臣史彌遠の登場を記すが「…彌遠モ始メハ韓作冑ノ後ヲ承ケテ其政ヲ一変セントテ君子ヲ用ヒカケタレドモ、済王(理宗)ノ一義ニョリ、君子ノ公論ニ容レラレザルヨリ、忽チ引キ替ッテ悪ヲアラハシタル有様、小人ノー旦名ヲ求メテ正直ノ風ヲ飾リ、一事破ルレバ、忽チ俗ニ謂ハユル「ヤケ」トナリテ、悪ヲ恣ママニスルコト、古今皆アル習ヒナルヲ知ルベキナリ。」(「講説」p.125)と言う。

この後蒙古(モンゴル)の鉄木眞(テムジン)が西夏を滅ぼし、宋はモンゴルと組んで残った隣国金を攻め、端平元(1234)年、金もまた滅ぶが、方谷は金の最期を「…宋ノ事ト引合セタル処、尤似タルコトナレドモ、強弱剛

柔ノ違ハ、大二異ナルコトアリテ、朱ノ一戦 ニモ及バズ、降参ノ計ノミニ陥イリシトハ違 ヒ、是マデ数度ノ大戦落城ノ際ニ及デモ、切 リ死ニセシ有様勇猛称スベキ処アリ。」(「講説」 p.127)と評価する。

その後同年「○三月。以=買貴妃弟似道-」の條において理宗妃のひきで弟賈似道の登用されるさまを論じるが『元史』「姦臣伝」に入れられる賈似道に対する評価は手厳しい。すなわち

「…南宋ノ姦臣色色アレドモ,第一ノ姦悪ニ 愚暗ヲ加ヘレバ此者ニテ,朱ノ滅亡,全ク此 者ニ止マツタルナレバ,以後ノ條條,其所為ヲ 究メ見ルベシ。」と説き,「此條末ニアル,「其 才可=太用—也」ノ言,人主小人ノ惑ノ処ナリ, 深ク戒ムベキコトナリ。」(「講説」p.127)と理 宗の人材の見る目なきを論じている。

賈似道は蒙古との闘いにおいて売国の行為があったことを後代疑われており、鄂州での対蒙古戦大勝利も理宗に虚偽の報告をなし、その粉飾の功績によって中央政府の宰相に迎えられたとされる(前掲『十八史略』pp.1116~1124)。方谷の「講説」では終始、賈似道の姦臣、暗愚を指摘し、理宗の暗弱に乗じて、16年の政権の間、恣意、専横を極め、有為の忠臣名将を斥け、公田法により苛税を課し、国政崩れ、士風衰えて、結局亡国に到ったことを問責するわけである。

公田法は宋景定 4(1263)年に施行されているが、「講説」では「○二月、韶買=公田-。」の條において「是ノー事、賈似道ノ工夫ヨリ出デテ、下民ノ大怨ヲ生ジ、イヨイヨ、滅亡ヲ速ニセシ第一ナリ。」と紹介する。その理由は

「理宗ノ遊佚, 国政ノ陵夷ヨリ, 勝手向逼迫シ, 根本ヨリ正シ直スコトハ能ハズ, 末利ヲ穿鑿 シテ, 此非計ヲ考へ出シタルナリ。然ルニ是 ニテー時無理ナル財ヲ大分聚メシ故, 似道ノ 大功トナリテ, 諸人ノ諌一ツモ用ヒラレザル 次第…」(「講説」pp.141~142) という。賈似 道はそれまで軍糧確保のため強制的に農民か ら作物を時価よりはるかに安い価格で買入れ ていた「和糴」(わてき)の制度を止めて、二 百畝以上の土地についてはその三分の一を政 府が買い上げ政府の公田とする公田法を導入 したわけであるが, 買入れが会子すなわち手 形を用いてほとんどただ同然の没収に近かっ たこともあって大地主や大官僚等の既存の権 力層に憎まれることになった(前掲『中国の歴 史(五)』p.258)。改革を進めて既存勢力を敵 に回し失敗するのは北宋時代の王安石をはじ め北宋, 南宋を含め共通の現象であるが, 文 民支配の弱兵国家としてのひ弱さがこれを後 押ししていたと考えられる。

この後方谷「講説,下」は宋が蒙古(元)と 組んで金を滅ぼしたことを論じ,「宋が金ト和 ヲ破リテ, 之ヲ亡スコト, 其所作ノ見苦シキ ヲ知ルベシ。恢復ノ名ハアレドモ, 実ハ其敗 衰ニ乗ジテ, 元ノ力ヲ借リテ漸ク之ヲ亡スノ ミ。却テ自カラ敗亡ヲ招クヲ知ルベシ。」(「講 説」p.144)という。

最終條は「○封-史彌遠-為-会稽郡王-。」の 條であり「史彌遠ココニ至テ,死シ,理宗ノ 政一新ノ場ニ至リタリ。此後ノ所置ヲ見ルベ シ。」で終っている。

3. 為政者論に託された方谷思想 ——まとめに代えて——

南宋が滅ぶのは、この後 15 年後の 1279 年、理宗から数えて 4 代目の帝昺が厓山に入水した時であるが、この間の 15 年については「講説」には残っていない。

結局方谷は「続資治通鑑綱目講説」において計200年間の宋史を通観して何を世子に対し語りたかったのか。

前述の通り周易に関する講義が人為の及ば ない大自然の流れ,運命の変転について,人君 の心得るべき人為の限界と自然の摂理を説い たとすれば,「講説」においては宋史に例をひ いて人為のあるべき姿を論じたものといえる。

宋史も前半の北宋時代の主題は新法派対旧 法派の対立抗争であり、後半の南宋時代の主 題は隣国金に対する和平派対主戦派の対立、 抗争の図式となっている。

しかし、宋史全体を貫く流れは、結局新法派の王安石の流れを汲む派と司馬光等旧法派に区分される一派との対立抗争とその延長線上の歴史として集約されよう。そして累代の史書の語るところは、北宋を破滅に導いたのが王安石に代表される権力であり、次の南宋を滅亡させるに到ったのは売国を疑われる尚文軽武の賈似道に代表される権力である。方谷の整理では、亡国に導いた勢力は小人であり、これに抗した権力は総じて君子に類型化される。

中でも「講説」で焦点となるのは、王安石に 対する評価である。王安石は北宋が国家財政 の大赤字に苦しんでいた時に神宗により登用

され, その改革も当時利権をむさぼっていた 既存勢力に抵抗して矢継ぎばやの新政策を打 ち出すものであった。個々の政策の内容は国 と藩との規模の差はあれ、同様の経済事情に 苦しんでいた松山藩にも多くのヒントをもた らすものであったこと既述の通りである。王 安石自身は拗相公といった仇名を持つように 人気に乏しかったにせよ, 南宋の朱熹の著し た『言行録』に収録される程の評価も得,方 谷「講説」においても本人自身の品格について はそれなりの評価がされている。少なくとも 小人と類別されるような人格ではなかったが, 側近や後継者に人を得ず後継として推薦した 呂恵郷にも裏切られ、陥れられた。方谷の王 安石評価は,安石改革が経済立直しに終始し てかえって人心を失った点に注目し, 神宗皇 帝ともども失政者として多くの歴代史家同様 結局マイナス評価となっている。なお、 方谷 はこの「講説」が契機となって数年後元締役 に抜擢され、改革に乗り出しているが、反面教 師としての王安石に学んだと覚しき面も多々 見られる。しかし, 方谷が安石改革から何を 学び, 自身の改革に生かしたかは, 本稿の課 題とは、やや離れるものであり、次稿に譲り たい。

本稿の課題は「講説」を通して、方谷が世子に何を伝えようとしたかである。要すればそれは徳を指向する王道と権力主義の覇道の違いに帰するのではないか。君主のとるべき道については陽明学への到達という思想的な熟成の期間を経た方谷とそのような時期を持ち得なかった王安石との基本的な違いによるものと思われる。方谷は君主世子としての勝

静に改革の技法万般よりも何よりもその点を 強調したかったのではないか。

実際、宋史中の大立者である王安石の功罪については、当時の功よりはむしろ後世に残した罪の部分により光をあてている。これは新法改革の功よりはその負の部分を引きずり拡大した小人跋扈の罪を責め、結局農民の恨みを買い、亡国に到らしめた結果を重大視しているからである。王安石は国家財政窮乏化の中で農民の疲弊を救わんとしたのであり、公田法、募役法等を通じてこまごまと対策を講じているが、これに対しエリート出身の旧法派の司馬光は、貧窮者はそれをもたらした自身の罪を問われるべきとして、貧窮人民層には冷淡であったとされる。にも拘らず方谷は全体として司馬光を評価し王安石をマイナス評価している。

それは、利よりも義という基本思想の上に、 孟子の民本思想にしたがい民意あるところに 天意を認め、安石改革が民意を得ていなかっ たことを重要視して、世子の注意を喚起して いたものと解される。

次の南宋時代では、主として隣国金に対する主戦派と和平派の対立抗争が扱われるが、 ここでは君子は主戦派であり、和平派は小人 に類別される感がある。

宋史全般を通じて「尚文軽武」の気風があったことは既述の通りであるが、これは唐の時代の軍閥跋扈の歴史から、文官支配を強化し、中央集権化によって国の安定を図ろうとした宋建国以来の方針があったことによるものであって、北宋の時代、禁軍(近衛兵)中心の軍政が弱兵を育て、結局国力の劣る金との戦争

にも敗れ、亡国に到った。すなわち弱兵でありながら無謀な対金戦争を主導した主戦派が 王安石の流れを汲んだ小人達であり、北宋滅 亡をもたらしたと責難されるが、次の南宋時 代は義を忘れ強きを助け、弱きをくじく外交 政策の下に金の力を借りて遼を、さらに蒙古 の助けの下に金を滅ぼすも結局、その信なき を問われて、蒙古に滅ぼされる。これを主導 したのが結局売国まで疑われる賈似道に象徴 されるところの小人達だとするわけである。

ここでも方谷の論調は義なくして利をむさぼる官民の恣意が亡国をもたらすというもので、北宋時代に存在した救民やそれなりの義の存在が、爛熟の南宋期には希薄化し、帝も臣も挙げて一身の繁栄と享楽に堕するに到ったことを指摘する。南宋時代の国内事情は朱熹のような儒家の出現にもかかわらず、道義的にも北宋時代よりは一層退廃した気風が瀰漫し、名臣等を輩出して隆盛の途を開いていく蒙古に滅ぼされるに到ったことを言うのである。

すくなくとも理念の争いがあった北宋時代の新法派対旧法派の争いに比較し、南宋時代の専ら利と机上の理に偏した次元の劣る時代が亡国を招いたと方谷はみている。従って、「講説」も後段になるにつれ、隆盛に向う蒙古の事情に目を移し、南宋についての記述は、時折主戦を貫く義士に目を向けるが朱熹をはじめとする儒家についてもいたずらに学理に走り積極的に救国に貢献するところのなかったことで、評価するところが少ない。

一般に宋代については, 詩歌, 名筆をはじめ文化面が評価される時代であり, 漢詩や書

を得意とする方谷の関心も少なくなかったと 思われるが、講説中にその面への言及は全く といってよいほどない。その意味で方谷講説 は陽明学的信念に基づく全くの処政の論であ るといってよいように思われる。

以上、「講説」は最良の反面教師としての宋 史を学ぶことを通じて藩主世子に政治の保持・ 尊重すべき基本的態度を感得せしめることを 目的としていることは明確である。その際方 谷はとくに, 人君にあっては君子と小人を見 分けることすなわち, 臣下の人物をよく見極 めて登用すべきことを強調する。しかしなが ら小人は尽きないものであり、「善人ハ皆短命 ニテ,悪人ハ却ッテ長命シテ国家ヲ妨グルコ ト, 古今天運皆然ルモノニテ, ゼヒナキコト ナリ。」と言う。同時にまた人君たる者、「タ トへ一時朝廷ノ君子死ニ尽ストモ, 天下ノ人 材皆尽ルモノニ非ズ,…英発堅忍ノ君ナリセ バ,尚此上賢材ヲ求メ出シテ,益々政ヲ新ニ セバ、終ニ天命ヲモ人力ヲ以テ引回スマジキ ニ非ズ, …衰末ノ世ニ出ルノ君, 此段尤モ志 ヲ立テ勇省スベキコトナリ。」(「講説」p.132) と励ましている。

方谷が、国の財政的苦境の中で、それなりの手腕を振るった能吏である王安石、蔡京、秦檜、韓侂冑、賈似道等を酷評する所以は、王安石は別にして、他の姦臣達の義よりも私利に走るまさに小人たる売国的行為のゆえであり、そうした小人を見抜き、それ等に乗じられることのない君主のあるべき姿を説いているのである。

臣において売国の行為とは,結局,都合の 悪い情報を隠して,あえて心地よい情報,自 らを利するに役立つ情報のみを流して君主を 操作し、私利を図った秦檜、賈似道等の所為 を謂い、結局これが人民からの信頼を失い、遂 には亡国に到らしめる大罪であることを告発 している。

方谷が後に藩政を委任された当初より,自 身の家計簿を公開し、あるいは上方商人から の借財に当っても藩の財政事情, その内実を 一部の反対を押し切って公開しようとした態 度も, 知行合一の陽明学精神と共に一貫して 史実に学ぶ信念によるものであり, こうした 態度がまた、藩主の絶対的信頼に結びつき、藩 政改革の成功に結実したと言ってよいである う。とはいうものの本講説は「不立文字」の 信念にたつ方谷としては, 専ら藩主世子の教 導のためにのみ、講じたものであり、講じた 時期も先述の通り、藩政執行者たるを全く予 定しない本人としては引退寸前の, 世子の教 育という目的以外に夾雑物のない時期の論述 であることを付記しておかなければならない と思う。

(経済学研究科後期博士課程)

主要参考文献

稲畑耕一郎編『中国五千年史地図年表』集英社, 2001。

今里禎訳『孟子 中国の思想 (III)』徳間書店, 1996。

佐伯富『王安石』中央公論社,1990。

重沢俊郎『孟子』日中出版, 1983。

鈴木俊編『世界各国史(9) 中国史』山川出版社, 1964。

高梁市史(增補版)編纂委員会『高梁市史(上巻)』 高梁市,2004。

- 竹内照夫『資治通鑑』明徳出版社,1971。 陳舜臣『中国五千年(下)』講談社,1989。 陳舜臣『中国の歴史(四)』,同『中国の歴史(五)』
- 東舜臣 『中国の歴史 (四)』,同『中国の歴史 (五) 講談社,1991。
- 二松学舎大学陽明学研究所『陽明学』(山田方谷 特集号)1989。
- 濱久雄『山田方谷の文』明徳出版社,1999。
- 林秀一『新釈漢文大系 十八史略 (下)』明治書 院, 1969。
- 東一夫『王安石新法の研究』風間書房, 1970。

- 東一夫『王安石と司馬光』沖積舎, 1980。
- 東一夫『日本中・近世の王安石研究史』風間書房, 1987。
- 宮原信『山田方谷の詩――その全訳』明徳出版社, 1982。
- 村山孚, 守屋洋編訳『十八史略 (5) ——官僚の 論理』徳間書店, 1975。
- 山田準編『山田方谷全集(第一冊)』明徳出版社, 1951。
- 和田武司訳『宋名臣言行録』徳間書店,1976。